

調査報告

全国の都道府県・政令指定都市における民間住宅の 耐震診断助成制度に関するアンケート調査

Questionnaire Survey on Support System for Seismic Diagnosis of Private Housing in Prefectures and Major Cities of Japan

小檜山 雅之*・石原 祐紀*・山崎 文雄*

Masayuki KOHIYAMA, Yuki ISHIHARA and Fumio YAMAZAKI

1. はじめに

1995年に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人を超える犠牲者のうち、約80%が住宅の倒壊・損壊によるものであった。なかでも昭和56年(1981年)の建築基準法の大改正より前に建てられた木造家屋が多く倒壊し、在宅中の多数の人が圧死した。したがって、現在でも全国に数多く存在する耐震性の低い木造住宅について、効果的な策をとることが、地震時の人的被害の軽減に非常に重要であると考えられる。

昭和56年以前の旧耐震設計基準による建物の耐震診断と耐震補強・改修については、この大地震の起こる前より必要性が訴えられていた。しかし、警戒宣言発令体制を有する静岡県を除き、耐震診断・改修を実際的に検討・実施していた自治体は震災前まではなかったといえる。

建物の耐震性を向上させることは、人々の生命と財産を守る上で最も基本的な防災対策である。倒壊した建物は道路を閉塞し、避難や救出活動の障害、火災の拡大など、被害を拡大させる要因ともなる。震災の教訓を踏まえ、多くの自治体で昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格建物を対象とした耐震診断助成制度が設けられるようになり、その実施棟数も次第に増えてきている。文献¹⁾は、国の支援制度と自治体の事例を紹介している。

著者らの研究グループは、これまでに耐震診断データを被害推定や効果的な地震防災対策に活用する方法について、様々な提案を行ってきた^{例えば^{2),3)}}。すでにいくつかの自治体では数千から1万棟を超える診断結果が得られており、建物単体の地震対策だけでなく、地域の地震防災に活用できる貴重なデータが収集されつつある。

本報では、平成15年1月時点での、全国の都道府県・政令指定都市における民間住宅の耐震診断への助成制度・支援制度の整備状況、および診断棟数の実績を把握する目的で行ったアンケート調査について、その結果を報告する。

*東京大学生産技術研究所 人間・社会部門

2. アンケート調査の概要

全国の自治体において耐震診断がどのように行われ、関連制度がどの程度整備されているかについて、アンケート調査を行なった。対象は全国47都道府県と13政令指定都市である。なお、県の助成金によらず、市町村で助成制度を実施しているものについては網羅されていない。以下にアンケート調査の概要を示す。

- 1) 調査の目的：全国の自治体における民間建物の耐震診断助成制度と診断状況の把握
- 2) 調査対象：全国47都道府県、13政令指定都市(平成15年4月1日に移行のさいたま市を含む)
- 3) 調査方法：各自治体の建築指導課等の担当部署宛にアンケート調査票を郵送し、返信用封筒にて回収(横浜市のみ、電話により調査)
- 4) 調査期間：調査票の送付日：平成14年12月27日、回収期間：平成15年1月8日～1月20日
- 5) 調査内容：
 - 民間建物に対する耐震診断助成制度の有無
 - 制度の実施期間とこれまでの実施棟数(木造・非木造別)
 - 対象としている建物について(建築年・構造に関する制限：木造・非木造別)
 - 用いている耐震診断法と助成方法について(限度額・補助率等：木造・非木造別)
 - 回答者が都道府県の場合、市町村での耐震診断の実施状況
 - 耐震診断結果の集計の有無
 - 民間建物の耐震診断に対する広報の方法
 - 耐震診断ホームページの有無
- 6) 調査回収率
調査票配布数：59、回収数：56、回収率：95%

3. アンケート調査の結果

表1, 2に調査結果一覧を示す。以下, アンケートの各質問項目の単純集計結果について述べる。なお, アンケートを回収できなかった3つの自治体については, 助成制度の有無の集計においてのみ無回答として扱い, 他の項目では除外して集計した。また, 東京都では耐震診断の助成制度を設けていないものの, 各区, 各市で個別に助成制度を設けている((社)東京建設業協会のホームページ⁴⁾に詳しい)。

(1) 民間建物に対する耐震診断助成制度の有無

民間建物に対して耐震診断の助成制度を設けている自治体は, 都道府県が16(委託事業としている宮崎県を含む), 政令市は8であった(図1)。埼玉県と和歌山県は, 以前から耐震診断に取り組んでいたが(埼玉県:平成9年度~11年度, 和歌山県:平成10年度~平成13年度), 既に制度が終了しており, 今後も実施する予定はない。

助成制度を設けていない自治体は, 半数以上であるが, そのうち8府県, 2市が診断助成制度の実施を検討しており, 宮城県と高知県の2県については, 平成15年度より実施する予定である(図2)。

(2) 耐震診断の実施棟数

次に, 助成制度を設けているあるいは設けていた自治体において, 現在までに何棟の建物について診断が実施されたか, 耐震診断の実施棟数を図3に示す。ここで, 棟数が多い神奈川県, 横浜市, 静岡県, 兵庫県は横軸を改め次頁に示している。図中で棟数が0となっているものは, 助成制度が設けられているが, 平成15年1月までに診断が実

施されていないことを表している。

埼玉県・和歌山県については, 現在は耐震診断助成を行っていない。非木造建物で棟数を記入していないものについては, 非木造建物の助成制度が存在しない, あるいはアンケートにおいて無回答であったことを意味する(詳細は表1, 2を参照)。

阪神・淡路大震災のあった兵庫県と, 東海地震発生の危

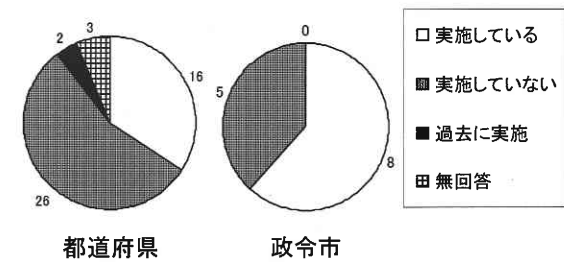


図1 民間建物の耐震診断助成制度の有無

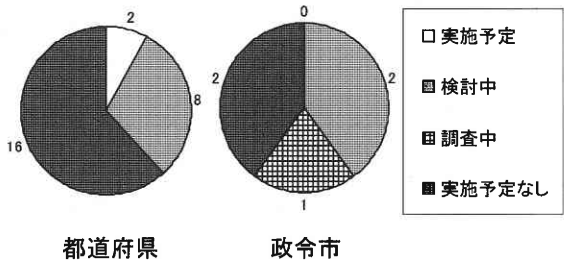


図2 未実施自治体における今後の耐震診断実施予定

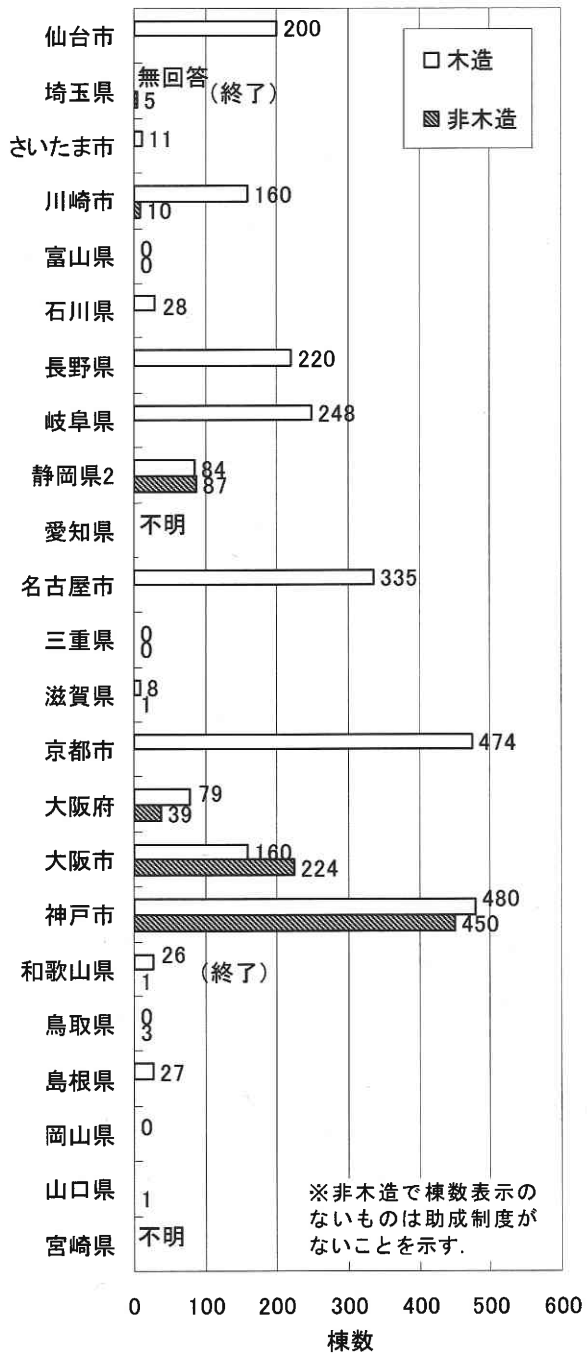


図3 平成15年1月現在の耐震診断実施棟数

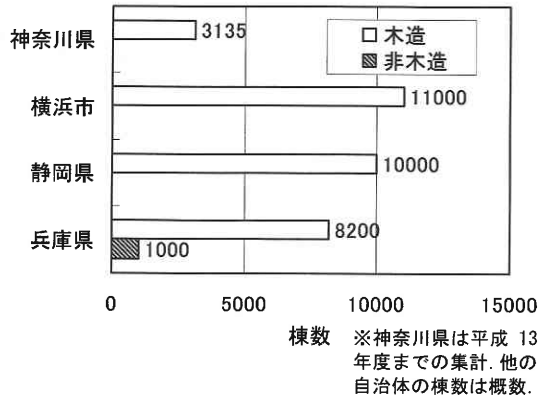


図3 平成15年1月現在の耐震診断実施棟数 (つづき)

険性が指摘されている静岡県では、とくに木造住宅の耐震診断棟数が他の県に比して抜きでている。また、神奈川県、横浜市も非常に多い。関東・東海・阪神地域においては実施棟数が多いが、その一方で仙台市を除く東北地方、四国、宮崎県を除く九州地方においては、あまり診断助成が行われていなかったことがわかる。

なお、静岡県は、「TOUKAI (東海・倒壊)-0」と、「既存建築物耐震性向上事業」の2つのプロジェクトを設けており、それぞれ対象としている建物や助成条件が異なる。そのため、以下のアンケートの集計では、それぞれ「静岡県」、「静岡県2」として別々に扱うこととする。

(3) 対象建物

表1, 2より、木造・非木造にかかわらず、建築年の制限は15都道府県中14ヶ所、8政令市すべてと、ほとんどの自治体において、昭和56年以前の旧耐震設計基準による建物のみとしていることがわかる。大阪府では、建築年に対して制限を設けていない。また、岐阜県においては、旧耐震設計基準であるということの他に、「住宅・兼用住宅・長屋住宅で2階建てまで・事業主体(市町村)にて付加する要件を満たすもの」という条件も加えている。

建物の構造に関する制限については、在来軸組構法と伝統構法木造住宅を対象にしている自治体が圧倒的に多い。これは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえたものであると考えられる。

静岡県2 (既存建築物耐震性向上事業) と滋賀県、鳥取県では、建物の構造について特に制限を設けていない。富山県では、非木造建築物のみを対象としていたが、木造も対象とする予定である。さいたま市では、在来軸組構法以外に、「区分所有共同住宅のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律による計画の認定を受けたもの」という条件を付加している。大阪府では、①「住宅であること」と、②「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年12月25日施行)の第2条に掲げる特定建築物(3階以上かつ

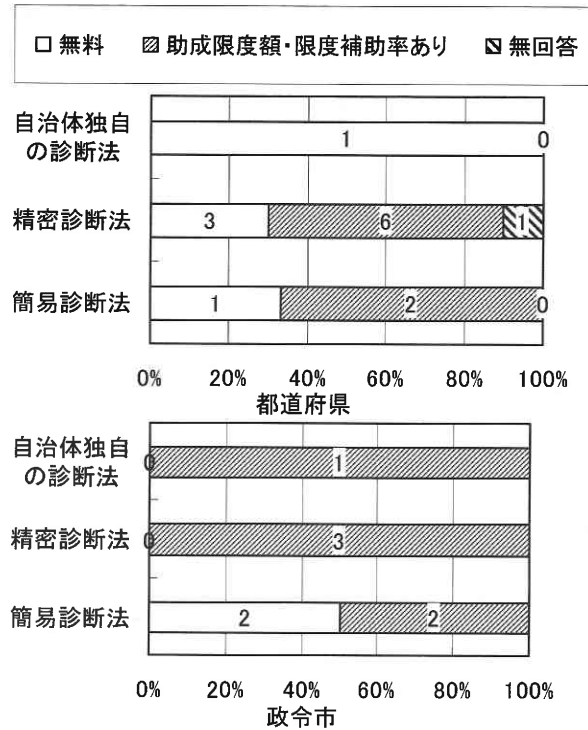


図4 木造建物の耐震診断法と助成方式別の集計結果

床面積の合計が1000 m²以上の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、その他政令で定める多数の者が利用する建築物。ただし、住宅を除く。)であること」という2つの条件のみで、前述したように建築年についても制限していない。

(4) 耐震診断法と助成方法

木造の建物の診断法については、図4に示されるように、「木造住宅の耐震精密診断と補強方法⁵⁾」による診断法(以下、精密診断法)が9府県3市と最も多く用いられている。同じく「わが家の耐震診断と補強方法⁶⁾」(以下、簡易診断法)を用いている自治体は3県4市と少ない。しかしながら、耐震診断の実施棟数が多い兵庫県(約8,200棟)や神奈川県(3,135棟)、横浜市(約11,000棟)等では簡易診断法が採用されている。表1の月あたり診断棟数をみると、無料診断を採用する4自治体で100棟/月を超える。長野県では精密診断法を用いているが、住民負担は無料で、110棟/月となっている。診断希望者数は費用負担に大きく左右されると考えられる。神戸市では無料(簡易診断法)であるが、17.8棟/月とそれほど多くない。震災経験が影響し、診断助成を利用せずに補強工事を行っている、被災後の修繕で補強も済ませている、大地震に耐えた住宅を信頼しているなどの理由が考えられる。

簡易診断法を用いている自治体は、診断にかかるコストが比較的小さく、横浜市や兵庫県など無料で診断士や建築

士を派遣するなどの制度を設けている自治体もある。自己負担がある場合でも、負担費用は比較的小さい。これに対し、精密診断法は、簡易診断法に比べ診断の手間と時間を要する。この診断法を採用する自治体の助成方法の多くが費用の補助である。

静岡県では、精密診断法のほかに、「わが家の専門家診断」という独自の診断法を用いているが、その内容は精密診断法に準じた診断法であり、伝統構法に対する評価方法も用意されている。なお、精密診断法は、診断法の高度化のため（伝統構法など適用範囲の拡大を含む）、現在、(財)日本建築防災協会・(独)建築研究所が改訂作業を行っている。

一方、非木造建物では、主に文献7), 8), 9)の3つの耐震診断法が用いられている（以下それぞれ診断法1, 2, 3)。8つの自治体で、1~3の3つの耐震診断法が用いられている（神戸市では診断法2・3, 川崎市では診断法1・2と回答, 山口県は無回答)。非木造建物の診断に要する費用は、数十万円から数百万円かかる場合もあるため、ほとんどの自治体で、補助率と限度額の両方を設けた助成方式を採用している。

(5) 耐震診断ホームページ

住宅の耐震診断促進のため、インターネットを活用し、簡易診断法のパンフレットや簡易耐震診断システムを提供している自治体ならびに関係団体のホームページの所在を、表3に示す。非専門家の住民でも、該当項目を選択するだけで簡単に耐震診断が行えるシステムが、複数の自治体で提供されている。また、和歌山県では診断結果だけでなく、入力された延べ床面積から工事費用を見積もるシステムを提供している。

なお、著者らの調査¹⁰⁾では、住民が文献6)の簡易診断法を用いた場合、地盤状況を良いほうに誤答したり、基礎のひび割れを見落とす傾向があった。また、壁量の評点の誤差が大きいなどの問題も見られた。簡易診断法の精度向上のためには、地盤情報の提供、基礎ひび割れの参考写真の例示、問取りに応じた壁量選択肢の提示などが考えられる。

4. ま と め

本報のアンケート調査結果から、以下のことが明らかとなった。平成15年1月現在、約3割の都道府県、約6割の政令指定都市において耐震診断の助成制度が設けられて

いる。神奈川県・横浜市・静岡県・兵庫県ではすでに数千棟から1万棟を超える木造住宅が診断されている。「わが家の耐震診断と補強方法⁶⁾」の簡易診断法を採用する自治体では、住民の費用負担が小さく、診断実績が多い。また、インターネットを活用した簡易耐震診断システムの導入も進んできている。

既存不適格建築物の問題を解決するため、今後も耐震診断の助成制度を実施する自治体が増えていくと予想される。本報告がその制度設計の参考となることを期待したい。

謝 辞

アンケート調査にご協力いただいた自治体に謝意を表す。

(2003年4月10日受理)

参 考 文 献

- 1) (財)日本建築防災協会, 建築防災, No. 293, pp. 53-66, 2002.6.
- 2) 小檜山雅之, 山崎文雄: 耐震診断データと加速度応答スペクトルに基づく木造建物の被害関数, 生産研究, Vol. 54, No. 6, pp. 34-37, 2002. 11.
- 3) 石原祐紀, 小檜山雅之, 山崎文雄: 横浜市・姫路市の耐震診断結果に基づく木造建物耐震性能指標の地域性分析, 第11回日本地震工学シンポジウム論文集, pp. 2091-2096, 2002. 11.
- 4) (社)東京建設業協会のホームページ: <http://www.token.or.jp>
- 5) 建設省住宅局監修, (財)日本建築防災協会・(社)日本建築士会連合会編集: 木造住宅の耐震精密診断と補強方法, 1985. 11, 同増補版, 1995. 9.
- 6) 建設省住宅局監修, (財)日本建築防災協会・(社)日本建築士会連合会編集: わが家の耐震診断と補強方法, 1985. 11.
- 7) 建設省住宅局建築指導課監修: 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説, 改訂版, (財)日本建築防災協会, 1997. 12.
- 8) 建設省住宅局建築指導課監修: 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説, (財)日本建築防災協会, 1996. 9.
- 9) 建設省住宅局建築指導課監修: 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説, (財)日本建築防災協会, 改訂版, 1990. 12, 同2001年改訂版, 2001. 10.
- 10) Kohiyama, M. et al.: Evaluation of Seismic Diagnosis Methods for Wooden Housing Intended for Web Service, 7th U.S./Japan Workshop on Urban Earthquake Hazard Reduction, Group2, pp. 1-8, 2003. 3.

表1 自治体助成による民間木造建物の耐震診断の実施状況(平成15年1月現在)

自治体	診断実施棟数	実施期間	月あたり診断棟数	診断法(※)	限度額(円)	補助率・限度補助率	建築年に関する制限	構造等に関する制限
宮城県	H15年度より実施予定	H15.4~H19.3	-	簡易	30,000の内 6,750	22.5%(国45%,県 22.5%,市町村22.5%)	S56.5.31 以前	在来構法
仙台市	200	H14.10~H19.3	66.7	簡易	税込31,500 の内, 28,350	90%	S56.5.31 以前	在来構法
埼玉県	無回答	H9.4~H11.3 過去に実施	-	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
さいたま市	11	H13.5~H16.3	0.6	精密	25,000	50%	S56.5.31 以前	在来構法。2階建て以下。 区分所有共同住宅のうち、耐震改修 促進法による「計画の認定」を受け たもの
神奈川県	H13年度未 までに 3,135	H8.4~H18.3	38.7	簡易	30,000	市町村の補助額の1/2 又は実際に耐震診断 に要する経費の1/3の いずれか低い額	S56.5.31 以前	在来構法
川崎市	160	H9.9~H18.3	2.5	精密	25,000	50%以内	S56.5.31 以前	在来構法。一戸建て、2世帯又は 併用住宅。2階建て以下
横浜市	約11,000	H7~	118.3	簡易	無料 横浜市木造住宅耐震診断士を派遣		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法
富山県	0	H8.10~	-	精密	無回答	無回答	S56.5.31 以前	制限なし
石川県	28	H7~	0.3	精密	46,000	50%以内	S56.5.31 以前	石川県で建築された住宅かつ所有 者が自ら居住するもの
長野県	220	H14.11~H19.3	110.0	精密	無料 市町村が派遣		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法。市町村で付 加する要件を満たすもの
岐阜県	248	H14.4~H16.3	27.6	精密 改良型	30,000	2/3	S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法。住宅・兼用 住宅・長屋住宅で2階建て以下
静岡県	約10,000	H13.12~H18.3	769.2	自治体 独自	無料 静岡県耐震診断補強相談士を派遣		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法
静岡県2	84	H8.4~未定	1.0	精密	注参照(*1)	住宅型: 2/3(国1/3, 県1/6, 市町村1/6) 非住宅型: 1/3(県 1/6, 市町村1/6)	S56.5.31 以前	制限なし
愛知県	不明	H14.7~H18.3	-	精密	無料(30,000: 国1/2, 県1/4, 市町村 1/4)。市町村が耐震診断士を派遣		S56.5.31 以前	在来構法。一戸建て、長屋、併用 住宅及び共同住宅で貸家を含む。 ただし空家は対象外
名古屋市	H13年度未 までに335	H8.7~H15.2	4.9	自治体 独自	63,000の内 32,000	50%	S56.5.31 以前	在来構法
三重県	0	H15.1~H19.3	-	精密	無料		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法
滋賀県	8	H12.9~	0.3	精密	200,000の内 133,000	2/3(国1/3, 県1/6, 市町村1/6)	S56.5.31 以前	制限なし
京都市	474	H8.10~	6.3	簡易	3,000 診断士を派遣		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法・ 木造2×4・プレファブ工法
大阪府	79	H8.9~	1.0	精密	注参照(*2)		制限なし	①特定建築物(住宅を除く) ②住宅
大阪市	160	H7.12~H16.3	1.9	精密	17,500/25,000/30,000 延べ面積に応じて定額。注参照(*3)		S56.5.31 以前	在来構法
兵庫県	約8,200	住宅 H12.4~H15.3 特定建築物等 H8.4~H13.3	248.5	簡易	無料, 注参照(*4)		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法
神戸市	480	H12.10~H15.3	17.8	簡易	無料 診断士を派遣		S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法。 共同住宅・戸建て住宅に限定
和歌山県	26	H10.4~H13.3 過去に実施	0.5	簡易	25,000	50%	S56.5.31 以前	制限なし
鳥取県	0	H9.6~H17.3	0.0	無回答	無回答	無回答	S56.5.31 以前	制限なし
島根県	27	H13.4~	1.3	精密	5,000	1/6かつ市町村の補助 額の1/4以内	S56.5.31 以前	在来構法・伝統構法・ 木造2×4・プレファブ工法
岡山県	H15.1頃か ら診断実施	H14.4~	-	簡易	30,000の内 20,000	2/3(国1/3, 県1/6, 市町村1/6)	S56.5.31 以前	在来構法
高知県	H15年度より 実施予定	H15~	-	無回答	無回答	市町村が実施したも のに県が助成	無回答	無回答
宮崎県	無回答	無回答	-	簡易	無料。委託事業として(財)宮崎県建築 住宅センターの建築士が診断		無回答	無回答

※耐震診断法を以下に示す。

精密: 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(建設省住宅局監修, 1985) ④による診断方法

簡易: 「わが家の耐震診断と補強方法」(建設省住宅局監修, 1985) ④による診断方法

*1: 静岡2では、既存建築物の図面の有無によって基準額が異なる。

*2: 大阪府(大阪市を除く)では、①住宅を除く特定建築物と、②住宅で補助基本額および負担割合が異なる。

*3: 大阪市では、平屋または2階建木造建物について、延べ面積区分(100㎡以下, 100㎡超200㎡以下, 200㎡超500㎡以下)で診断費用が異なる。補助率については、いずれも1/2である。3階建、延べ面積500㎡超、高さ13m超または軒高9m超の木造住宅は、構造計算が必要なため、別途積算する。

*4: 兵庫県では、①昭和56年以前着工の住宅と、②特定建築物について助成制度が設けられている。①では、診断費用は無料。②では、限度額は1棟あたり1,000千円。ただし、木造賃貸住宅(長屋、共同住宅に限る)については、限度額は210千円。

表 2 自治体助成による民間非木造建物の耐震診断の実施状況 (平成 15 年 1 月現在)

自治体	診断実施棟数	実施期間	耐震診断法 (※)	限度額 (円)	補助率・限度補助率
埼玉県	5	H9.4~H11.3 過去に実施	無回答	無回答	無回答
さいたま市	無回答	H13.5~H16.3	1, 2, 3	1戸につき25,000 1棟につき1,000,000	50%
川崎市	10	H12.3~未定	1, 2	予備診断: 1棟 60,000 一般診断: 1戸 30,000	2/3
横浜市	無回答	H7~	無回答	予備診断: 無料 一般診断: 1戸 30,000	50%
富山県	0	H8.10~	1, 2, 3	200,000~300,000	無回答
静岡県2	87	H8.4~未定	1, 2, 3	注参照 (*1)	住宅型: 2/3 (国1/3, 県1/6, 市町村1/6) 非住宅型: 1/3 (県1/6, 市町村1/6)
三重県		未定 (実施する予定)			
滋賀県	1	H12.9~	1, 2, 3	1,000,000	50% (県1/4, 市町村1/4)
大阪府	39	H8.9~	1, 2, 3	注参照 (*2)	注参照 (*2)
大阪市	224	H7.12~H16.3	1, 2, 3	1,000,000 注参照 (*3)	50%
兵庫県	約1000	住宅: H12.4~H15.3	1, 2, 3	注参照 (*4)	注参照 (*4)
神戸市	450	H12.10~H15.3	2, 3	無料	
和歌山県	1	H10.4~H13.3 過去に実施	1, 2, 3	1,500,000	50%
鳥取県	3	H9.6~H17.3	1, 2, 3	1,500,000	50%
山口県	1	H9~	無回答	私立学校についての助成 2,500,000	50%

※耐震診断法の番号を以下に示す。

- 1: 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」(建設省住宅局建築指導課監修, 1997)⁷⁾による診断方法
- 2: 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(建設省住宅局建築指導課監修, 1996)⁸⁾による診断方法
- 3: 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」(建設省住宅局建築指導課監修, 1990, 2001)⁹⁾による診断方法

- *1: 静岡 2 では、図面の有無以外に、延べ面積区分 (4000 m²未満, 4000 m²~8000 m²未満, 8000 m²以上)、建物階数区分 (6 階以下, 7 階以上) で基準額が異なる。
- *2: 大阪府 (大阪市を除く) では、①住宅を除く特定建築物と、②住宅で補助基本額および負担割合が異なる。
- *3: 大阪市では、診断の費用は、建築物の規模・構造・用途・設計図書の有無等によって異なる。ただし、共同住宅については限度なし。
- *4: 兵庫県では、①昭和 56 年以前着工の住宅と、②特定建築物について助成制度が設けられている。①では、診断費用は無料。②では、限度額は 1 棟あたり 1,000 千円。

表 3 自治体ならびに関係団体の耐震診断関連ホームページ (平成 15 年 4 月 1 日現在)

ホームページ管理者	インターネット情報の URL
国土交通省住宅局	http://www2.bci.or.jp/hm/pdf/files/04.pdf わが家の耐震診断と補強方法(建設省住宅局監修, 1985).
東京都	http://www.toshikei.metro.tokyo.jp/kenchiku/taisin/kn_t01.htm 簡易診断法 (評点 A:診断対象外なし)。クリックして選択し計算。
山梨県	http://www.pref.yamanashi.jp/doboku/kenchiku/sidou/taisinnsinnannhyou.pdf 簡易診断法 (評点 A:診断対象外なし,C:1/0.9/0.8 が若干異なる) の診断票つきパンフレット。
長野県	http://www.pref.nagano.jp/jyutaku/kentiku/sidou/taisin/hyou.pdf 簡易診断法の診断票つきパンフレット。
静岡県	http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/ 簡易診断法 (壁の配置 4 種)。クリックして選択し計算。
三重県	http://www.pref.mie.jp/jutaku/hp/21/sindan/index.htm 簡易診断法 (評点のアルファベットが若干異なる。地盤・基礎: 診断対象外なし) の診断表。
大阪府	http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/kenshi/tuyoku/sindan/sindan.htm 簡易診断法 (評点 A:診断対象外なし)。クリックして選択し計算。
和歌山県	http://wave.wakayama.go.jp/taishin/php/index.html 簡易診断法 (評点 A:診断対象外なし)。クリックして選択し計算。概算工事費用も計算。
(財)日本建築防災協会	http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagaya/wagaya.htm 耐震チェックプログラム「我が家の耐震チェック」のダウンロードサイト。
(社)日本建築士事務所協会連合会	http://www.njr.or.jp/calender/check/check.html 簡易診断法 (評点 A:診断対象外なし)。クリックして選択し計算。
(社)日本建築学会	http://www.aij.or.jp/jpn/seismj/wood/wood-2.htm 点数加算型の独自の簡易診断法。